

「

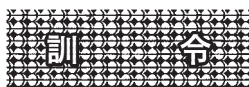
160,200円

」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県訓令第1号

本庁内部部局
会 計 局
現 地 機 関
教 育 機 関
警 察 署

財務規則第2条に定める所の出納員の任免（昭和39年長野県訓令第28号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

1中「男女共同参画センター次長 短期大学総務課長」を「男女共同参画センター次長」に改める。

人 事 課

長野県訓令第2号

本庁内部部局
現 地 機 関

職務に専念する義務の特例に関する訓令（昭和61年長野県訓令第9号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿 部 守 一

本則の1の表のながの子ども・子育て応援県民会議の項を削り、同表の長野県青少年育成県民会議の項を次のように改める。

長野県将来世代応援県民会議	理事 事務局長
公立大学法人長野県立大学経営審議会	委員

本則の1の表の特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会

の項中 「

特定非営利活動法人長野県障がい者スポーツ協会

」を

「

公益財団法人長野県障がい者スポーツ協会

」に改め、同表の一般

社団法人長野県地域包括医療協議会の項の次に次のように加える。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会	委員 常任委員 監事 専門委員会委員
------------------------------------	--------------------

本則の1の表の公益財団法人長野県中小企業振興センターの項中「評議員」を「評議員 委員」に改め、同表の一般社団法人長野県

観光機構の項中 「

理事 監事

」を

「

副理事長 理事 監事 参与

」に改め、同表の長野県山岳遭

難防止対策協会の項中「総務部長」を「防止対策部長」に改め、同表の多文化共生くらしのサポーター運営委員会の項の次に次のように加える。

長野県日韓親善協会	参与 理事
日本国際連合協会長野県本部	理事

本則の1の表の信州きのこ祭り推進協議会の項の次に次のように加える。

長野県燃油価格高騰対策協議会	会長
信州畜産クラスター協議会	会長

本則の1の表の公益財団法人長野県緑の基金の項の次に次のように加える。

長野県みどりの少年団連盟	顧問 理事
--------------	-------

本則の1の表の一般財団法人長野県林業用苗木安定基金協会の項中 「

理事 監事

」を 「

理事

」に改め、同項の次に次のように加える。

長野県地区用地対策連絡協議会	会長 副会長
----------------	--------

本則の1の表の長野県治水砂防協会の項の次に次のように加える。

長野県防災サポートアドバイザー協会	顧問
-------------------	----

本則の1の表の国営アルプスあづみの公園建設連絡協議会の項を削る。

本則の2の表の郡選挙管理委員会連合会の項の次に次のように加える。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会	委員
------------------------------------	----

本則の2の表の長野県地域包括医療協議会地区協議会の項の次に次のように加える。

長野県将来世代応援県民会議	地域事務局長
---------------	--------

本則の2の表の地区高山植物等保護対策協議会の項の次に次のように加える。

豊かな環境づくり北信地域会議	会長
----------------	----

本則の4の表の国営アルプスあづみの公園建設連絡協議会の項を削る。

本則の5の表の地区(地方)企業人権教育推進協議会の項の次に次のように加える。

第82回国民体育大会・第27回全国障害者スポーツ大会長野県準備委員会	委員
------------------------------------	----

本則の5の表の信州きのご祭り推進協議会の項の次に次のように加える。

長野県燃油価格高騰対策協議会	支部長
----------------	-----

人事課

長野県訓令第3号

本庁内部部局
現地機関

組織規則の規定に基づく係の設置に関する規程(平成20年長野県訓令第9号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則第2項中「第4条の6第3項」の次に「、第16条第3項」を加える。

別表第1の総務部の項中「システム係」を「システム係 新システム開発係」に改め、同表の県民文化部の項中「次世代育成係」を「青少年育成係 次世代支援係」に、

こども・家庭課	家庭支援係	こども福祉係	保育係
私学・高等教育課	高等教育係	私学係	

長野県訓令第4号

本庁内部部局
現地機関

兼務に関する規程(平成20年長野県訓令第12号)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿部守一

本則の1の表の2の項中「活力創出係長」を「地域企画係長」に改め、同表の4の項中

「同 同 システム係長」を「同 同 システム係長 新システム開発係長」に改め、同表の9の項中

同	同	軽油特別調査員		
同	同	軽油調査員		
同	同	家屋評価専門員		
同	同	家屋評価員		
同	同	県税徴収対策室長	—	県税事務所
同	同	県税徴収対策室 分室長		
同	同	主任徴収専門員		
同	同	徴収専門員		
同	同	主査、主任及び主事		
総務部	税務課	課付(所属長が指定したものに限り)	—	東京事務所 県税事務所

を

人事課

を

こども・家庭課	家庭支援係	こども福祉係	保育係
---------	-------	--------	-----

に改める。

別表第2の企画振興部の項の次に次のように加える。

健康福祉部	国民健康保険室	国保運営係	支援・指導係
-------	---------	-------	--------

別表第4の東信県税事務所 南信県税事務所の項から中信県税事務所 総合県税事務所の項までを次のように改める。

総合県税事務所 中信県税事務所	総務課	総務係
	収税課	収税第一係 収税第二係 収税第三係
	課税課	課税第一係 課税第二係
東信県税事務所 南信県税事務所	総務課	総務係
	収税課	収税第一係 収税第二係
	課税課	課税第一係 課税第二係

別表第4の飯田建設事務所の項中

用地課	用地第一係	用地第二係	用地第三係
-----	-------	-------	-------

を

用地第一課	用地第一係	用地第二係
用地第二課	用地第一係	用地第二係

に改める。

同	同	軽油調査員			
同	同	家屋評価員			
同	同	外形標準課税調査員			
同	同	県税徴収対策室長	—	県税事務所	に改め、同表の14の項を削り、同表の15の項中
同	同	県税徴収対策室 主任徴収専門員			
同	同	徴収専門員			
同	同	主査、主任及び主事			
同	同				

「15」を「14」に改め、同表の16の項中「16」を「15」に改め、同表の17の項中「17」を「16」に改め、同表の18の項中「18」を「17」に改め、同表の19の項中「19」を「18」に改め、同表の20の項中「20」を「19」に改め、同表の21の項中「21」を「20」に改め、同表の22の項中「22」を「21」に改め、同項の次に次のように加える。

22	県税事務所	次長	県税事務所総務課長	—
	県税事務所	収税課長	県税事務所収税第一係長	

本則の4の表の県民文化部私学・高等教育課の項から総合県税事務所の項までを次のように改める。

総合県税事務所	収税課	東信県税事務所 南信県税事務所 中信県税事務所
東信県税事務所	収税課	総合県税事務所 南信県税事務所 中信県税事務所
南信県税事務所	収税課	総合県税事務所 東信県税事務所 中信県税事務所
中信県税事務所	収税課	総合県税事務所 東信県税事務所 南信県税事務所

人事課

長野県訓令第5号

本庁内部部局
現地機関

副知事の担任意務に関する規程（平成27年長野県訓令第2号）の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行します。

平成30年3月30日

長野県知事 阿部守一

第1条第1号のアの(7)から(9)までを次のように改める。

- (7) 学びの県づくり（高等教育の振興による知の拠点づくり）
- (4) 産業の生産性が高い県づくり（革新力に富んだ産業の創出・育成及び郷学郷就の産業人材育成・確保）
- (9) 人をひきつける快適な県づくり（信州と関わりを持つ「つながり人口」の拡大・世界を魅了するしあわせ観光地域づくり）

第1条第1号のアの(イ)及び(オ)を削り、同アの(カ)を同アの(イ)とし、同アの(キ)を同アの(オ)とし、同条第2号のアの(7)から(オ)までを次のように改める。

- (7) 学びの県づくり（生きる力と創造性を育む教育の推進、高等教育の振興による知の拠点づくり及び生涯を通じて学べる環境の整備）
 - (イ) 産業の生産性が高い県づくり（収益性と創造性の高い農林業の推進）
 - (9) 人をひきつける快適な県づくり（心豊かな暮らしを実現する文化芸術の振興及び2027年国民体育大会・全国障害者スポーツ大会に向けたスポーツ振興）
 - (イ) いのちを守り育む県づくり（健康づくりの支援、医療・介護提供体制の充実及び地球環境への貢献）
 - (オ) 誰にでも居場所と出番がある県づくり（多様性を尊重する共生社会づくり、女性が輝く社会づくり及び子ども・若者が夢を持てる社会づくり）
- 第1条第2号のアの(カ)から(オ)までを削る。

人事課

